南部町商工業事業者販売促進事業費補助金交付要綱

令和７年４月14日商工要綱第３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、原油価格及び物価高騰の影響により、減少した売上げと客足の回復を図るため、広報活動に取り組む商工業事業者に対し、販売促進等に必要な経費を補助するために実施する商工業者販売促進事業のほか、インターネット普及に伴うデジタル変革（以下「ＤＸ等」という。）が進み、商工業者を取り巻く商取引の環境が著しく変化することに町内商工業者が対応するときに必要な経費を補助するために実施するＤＸ等対応事業に対し、南部町商工業者販売促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を実施年度の予算の範囲内で補助することについて、南部町商工業事業者販売促進事業実施要綱及び南部町補助金等の交付に関する規則（平成18年南部町規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の申請）

第２条　補助金の交付を受けようとする者は、商工業事業者販売促進事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1)　事業実施計画（実施報告）書（様式第２号）

(2)　町税納付状況確認同意書（様式第３号）

(3)　法人にあっては履歴事項全部証明書、個人事業主にあっては個人事業の開業届出書の写し（確定申告書の写しでも可）

(4)　営業許可書の写し（許認可が必要な業種のみ）

(5)　補助対象経費に係る経費の内訳を証明する書類（事業開始前の場合は見積書等の写し、既に事業が完了している場合は請求書及び領収書等の写し）

(6)　窓口に来られる方の本人確認ができる書類（運転免許証又はマイナンバーカード、若しくは保険証、年金手帳等の公的証明書を２点）

(7)　事業により導入した内容が確認できる写真（既に事業が完了している場合に限る。）

(8)　その他町長が必要と認める書類

２　前項の申請期間は事業を実施する年度の４月１日から当該年度の２月末日までとする。なお、予算の範囲を超える場合（見込みを含む。）は、受付期間を短縮することができる。

（交付の決定）

第３条　町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、速やかに当該申請の書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、商工業事業者販売促進事業費補助金交付決定通知書（様式第４号）によりその旨を通知するものとする。

２　町長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、商工業事業者販売促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第５号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更）

第４条　前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに商工業事業者販売促進事業変更等承認申請書（様式第６号）に必要な書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、交付の決定を受けた補助金の金額に変更が無く、かつ、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。

２　町長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容の可否を決定し、商工業事業者販売促進事業変更等承認（不承認）決定通知書（様式第７号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第５条　交付申請時に事業が完了していない補助事業者は、事業が完了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、商工業事業者販売促進事業実績報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　事業実施計画（実施報告）書（様式第２号）

(2)　事業に係る経費の支払を証明する書類（請求書及び領収書等）の写し

(3)　事業により整備した備品等が確認できる写真

 (4)　その他町長が必要と認める書類

２　交付申請時に既に事業が完了している補助事業者にあっては、第２条第１項の交付申請書をもって、実績報告とみなす。

（補助金の確定）

第６条　町長は、前条第１項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、商工業事業者販売促進事業費補助金確定通知書（様式第９号）により、当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

２　交付申請時に既に事業が完了している補助事業者にあっては、第３条第１項の交付決定通知書をもって、補助金の額の確定とみなす。

（請求）

第７条　前条の通知を受けた補助事業者（同条第２項の規定により補助金の額の確定がなされた補助事業者を含む。）は、商工業事業者販売促進事業費補助金請求書（様式第10号）を町長に提出することにより、補助金の請求を行うものとする。

２　前項の請求の期限は、事業を実施する年度の３月31日までとする。

（補助金の交付）

第８条　町長は、前条の請求書を受理したときは、当該補助事業者に対し、30日以内に口座振込の方法により補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1)　法令又はこの要綱に違反したとき。

(2)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3)　補助金を他の用途に使用したとき。

(4)　補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。

　(5)　補助金の交付を受けた補助事業者が、その理由のいかんに関わらず補助金交付の同年度に廃業したとき。

(6)　前５号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

２　町長は、前項の規定による取消しをしたときは、商工業事業者販売促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

３　前２項の規定は、第11条第１項又は第２項の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

（帳簿類の管理）

第10条　補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を、事業完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して５年間保管しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した財産を、補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の初日から起算して５年間又はその耐用年数を経過するまでの間、台帳を備え、これに関係する書類とともに保管しなければならない。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。